

読谷村長

認可外保育施設等の施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設・一時預かり保育事業・病児保育・子育て援助活動支援事業等の施設等利用費

【令和 8 年 9 月～令和 8 年11月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の1第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、読谷村内に居住していることを読谷村が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを読谷村が対象施設に確認すること。
3. 保育料の支払い状況を読谷村が対象施設に確認すること。
4. 市区町村民税の課税状況を読谷村が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	ヨミタン ベニタロウ	認定 子ども との 続柄	父	生年月日	△△ 年 △ 月 △ 日
氏 名	読谷 紅太郎			現住所	字×× ○○番地○ 電話：◇◇◇-◇◇◇◇-◇◇◇◇
※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です					

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

法第30条の4の認定種別	☒ 第2号 ☐ 第3号	認定番号	
生年月日	○○ 年 ○ 月 ○ 日	フリガナ	ヨミタン ベニコ
R8年9月1日～R8年11月30日の間の住所		氏 名	読谷 紅子
☒ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入			年 月 日

3. 償還払いの振込先を記入して下さい

金融機関名	預金種目	☒ 普通 ☐ 当座						
□□ 銀行・信用金庫 △△ 支店 農協・信用組合 出張所	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
	口座名義(カタカナ)	ヨミタン ベニタロウ						

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり保育事業・病児保育・子育て援助活動支援事業等を記入（複数記入可）

①	フリガナ	○○ホイクエン	所在地	〒 字×× ○○番地○ 電話：
	施設・名	○○保育園		
	契約している保育料※1	□ 月額 円 □ 日額 円 □ 時間額 円		
②	フリガナ	ファミリーサポートセンター	所在地	〒 字△△ □□番地□ 電話：
	施設・名	ファミリーサポートセンター		
	契約している保育料※1	□ 月額 円 □ 日額 円 □ 時間額 円		
③	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・名			
	契約している保育料※1	□ 月額 円 □ 日額 円 □ 時間額 円		

<裏面も記入して下さい>

④	フリガナ		所在地	〒	
	施設・事業名			電話：	
	契約している保育料※1	□ 月額		円 □ 日額	円 □ 時間額
⑤	フリガナ		所在地	〒	
	施設・事業名			電話：	
	契約している保育料※1	□ 月額		円 □ 日額	円 □ 時間額
⑥	フリガナ		所在地	〒	
	施設・事業名			電話：	
	契約している保育料※1	□ 月額		円 □ 日額	円 □ 時間額

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白に
 ※1 該当箇所にはレを記入し金額を記入して下さい。保育料の設定期間の月数で除して、当該保育料の月額相当分を算定し、月

令和8年9月までの上限額

新2号：37,000円

新3号：42,000円

※領収書、提供証明書と同じ金額

5. 認可外保育施設・一時預かり保育事業・病児保育・子育て援助活動		施設等利用費の償還額を請求の内訳を記入			
利用年月日	認可外保育施設に支払った月額保育料(a) ※2 ※3	一時預かり保育事業・病児保育・子育て援助活動支援事業等に支払った月額合計保育料(b) ※2	支払額合計(c=a+b)	月額上限額(d) ※4 【第2号】 R8. 9月以前: 37,000円 R8. 10月以降: 40,300円 【第3号】 R8. 9月以前: 42,000円 R8. 10月以降: 45,700円	請求額(cとdを比較して小さい方)
R8年9月	36,000 円	円	36,000 円	37,000 円	36,000 円
R8年10月	36,000 円	円	36,000 円	40,300 円	36,000 円
R8年11月	36,000 円	4,500 円	40,500 円	40,300 円	40,300 円

※2 上記で記入した保育料の合計額を支払ったことを証明書類（施設からの領収証等）を添付して下さい。
 また、子育て援助活動支援事業を利用した場合、発行した活動報告書も添付して下さい。

ファミサポや一時預かり、病児保育を利用した場合、上限の範囲内で請求することができます。

※おやつ代、給食費は対象外です。

送迎のみは対象外ですが、預かり利用の際に係る交通費は対象となります。

令和8年10月からの上限額

新2号：40,300円

新3号：45,700円